

ICカードご利用規約

(目的)

- 第1条 ヒューマンゴルフガーデン（以下「本練習場」という）において使用する本練習場発行のICカード（以下「カード」という）については、本規約に則って取り扱うものとし、カードの所持者（以下「ご利用者」という）は、本規約に従ってカードをご利用するものとします。
- 2 ご利用者がカードを使用する場合、本練習場のご利用約款及び館内掲示の指示が適用されることを予め承するものとする。

(種別)

第2条 本練習場が発行するカードの種別は次の通りとします。

- (1) 会員カード（記名式）
- (2) 当日券（無記名式）

(登録)

第3条 会員カードのご利用にあたっては、ご利用者本人が、所定の申込用紙に必要事項を記入し、利用者登録するものとする。

(カードの発行)

第4条 会員カードは申込者1名につき1枚を登録申込と同時に発行し、申込者は該当カードの署名欄に署名するものとします。

- 2 当日券は当日ご利用者に発行され、ご利用終了時にフロントへ返却いただきます。
- 3 カードはご利用者本人のみご利用できるものとし、他人に譲渡、貸与することはできません。
- 4 前三項に違反してカードが不正に使用された場合、そのために生じる一切の責務についてはご利用者とその責任を負うものとします。

(入金・チャージ)

第5条 会員カードは所定の機器により予めチャージ（入金）することにより、本練習場の入場料・球代・その他ご利用料を会員カードにてご利用することができます。

- 2 当日券は、当日ご利用者が本練習場にて時間単位にてご利用されるとき、フロントにおいて料金をお支払い頂いた後、受付登録しご利用ができます。なお、当日券は新たなチャージはできません。
- 3 ご利用後のチャージ残高については、所定の機器により確認することができます。
- 4 カードのチャージ残高はいかなる場合にも返金いたしません。

(カードのご利用停止・ご利用資格の喪失)

第6条 ご利用者が本規約に違反した場合若しくは違反する恐れがある場合、その他カードのご利用状況が不適切であると本練習場が判断した場合、本練習場は通知することなく、カードご利用を一時停止する措置をとることができます。

- 2 カードのご利用状況が適当でないと本練習場が認めた場合、本練習場は何らかの通知、催告を要せずしてカードのご利用資格を喪失させ、かつカードを無効とすることができるものとします。この場合、ご利用者は本練習場に直ちにカードの返却を行うものとします。

(カードの紛失、盗難)

第7条 カードを紛失し、又は盗難にあった場合のご利用者の損害について、本練習場は一切の責任を負いません。

- 2 当日券を紛失された場合、本練習場はご利用者に対し所定の手数料を請求するものとします。

(カードの再発行)

第8条 カードの紛失や破損により、ご利用者から再発行の申し出があった場合、本練習場は会員カードに限り、本人確認の上、所定の手数料を頂きカードを再発行いたします。なおその際、以前のカードは無効となります。

2 当日券はいかなる場合も再発行できません

(失効)

第9条 本練習場のご利用がカードの最終ご利用日より1年間無い場合、カード(チャージ残高、プレミアムポイントを含む)は失効します。

(登録事項の変更)

第10条 会員カードのご利用者は、住所、氏名、電話番号等、登録の際の届け出事項に変更が生じた場合は、速やかに本練習場へ連絡するものとします。なお、届け出事項の連絡がない場合は、本練習場はカードのご利用を停止することがあります。

(不慮の事故による損害)

第11条 天災等、当社の責任に帰すべからざる事由から発生したご利用者の損害については、本練習場は責任を負いません。

(規約の改定)

第12条 本規約は、予告なく変更・改定又は廃止する場合があります。

- 2 本練習場は運営上の都合や障害の発生により、本規約に定めるサービスの提供を予告なく一時的に中断することがあります。
- 3 前二項の場合において、本練習場は一切の責任を負いません。

以上

株式会社ヒューマン

2021年11月8日制定・施行